



訪問介護で出来ること・出来ないこと ～医療編～

日ごろから、介護保険事業の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今回は前回から引き続き、医療編としてお伝えします。

なお、回答内容は、個別の問い合わせに対する茨木市の見解を紹介したものであり、すべてのケースが当てはまるものではありません。また法令改正等があれば、それに従って対応が変更になる場合があります。訪問介護で対応できる具体的な範囲は、個々の利用者の状況等に応じて異なります。医師、歯科医師等と連携を行い、判断に迷う場合は長寿介護課までご相談ください。

● 訪問介護 医療編

介護保険制度における医療行為は医師法の規定により緊急時を除き医師や看護師等の医療職しか行えないことになっているため、ヘルパーが医療行為を行うことはできません。看護師の資格があっても、ヘルパーでの活動時は同様の扱いになります。

現場において疑義が生じることの多い行為のうち、原則として医行為でないと考えられるものについて「[医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について](#)」（平成17年7月26日）が厚生労働省から通知されています。通知にある行為を実施する際には安全面確保の観点から、次の事柄について十分留意してください。

- ・必要かつ可能な限りの在宅医療体制が確保されていること
- ・本人及び家族の同意が文書にて確保されていること
- ・ヘルパーへの十分な研修及び医療職からの指導がなされていること



● 問い合わせと回答

問1 足の甲に傷があり、処置として足浴後にリンデロン軟膏の塗布介助を依頼されたが可能ですか？

（答）「軽微な切り傷等について、専門的な技術や判断を必要としない処置をすること」
「褥瘡処置を除く皮膚への軟膏塗布」については医療行為ではないとされているがリンデロンはステロイドであり、傷の状況によってまだ医療職による経過的な観察が必要である場合も考えられるため、具体的にどのような状態であるか、ヘルパーが介助してもよい程度のものかどうかは、医師に確認したうえで実施すること。
（医師法第17条参照）



問2 座薬・浣腸はできますか？

（答）専門的な配慮が必要なく容態が安定している場合のみ可能。浣腸はいわゆる「イチジク浣腸」のような市販されているものをさしているが、普段使用習慣がない場合や使用後の体調不良や血圧の低下を招く恐れがあるため、慎重に判断すること。医師が処方した浣腸は出来ない。
（医師法第17条参照）

問3 インスリン自己注射のサポートは可能ですか？

(答) 必要性があり安全面に留意したうえで、以下については可能。

- ①インシュリン注射を促す声掛け
- ②血糖値測定器と試験紙の準備
- ③試験紙のセット（誘導、促し）
- ④測定器の針を指に刺す声掛け
- ⑤測定結果を本人と一緒に確認、数値の読み上げ
- ⑥インスリン量を本人と一緒に確認
- ⑦注射器を本人に手渡す
- ⑧本人が合わせた注射器のメモリを確認
- ⑨腹部に注射器を刺す声掛け
- ⑩使用済みの注射器を片付ける



インスリン自己注射サポート、概要参照

(厚生労働省グレーゾーン解消制度・新事業特例制度)

※導入時や薬剤の内容や量に変更があった時などの扱いは医師等に確認する等、慎重な関わりをお願いします。

問4 所定の研修を受けていれば喀痰吸引、経管栄養を行うことは可能ですか？

(答) 研修受講や事業所登録の申請など、いくつかの要件を満たしていれば可能。但し実施に当たっては相当な訓練と技術と経験が求められるものであり、くれぐれも事前の体制作りを整えたうえでお願いします。

介護職員等の実施する喀痰吸引等の取扱いについて（通知）

(医政発0329第14号、老発0329第7号、社援発0329第19号)

問5 ストーマの交換は可能ですか？

(答) ストーマ及びその周辺の状態が安定し、専門的な管理が必要でないと確認できれば可能。

ストーマ装具の交換について

(医政医発0705第3号)



利用者の状況によって、医療行為かどうかの判断に迷われることはたくさんあると思います。

医療行為でないと判断できた場合でも、状態が不安定であること等により**専門的な管理が必要な場合には、医療行為とされることもあり得ます。**



ご家族の中にはヘルパーは何でもできている方もいますので、ケアマネジャーは、できることできないことをきちんと説明できる必要があります。

専門的な管理が必要な状態であるかどうかは医師、歯科医師等に適宜、確認しましょう。